研修テキスト
在留資格申請実務ガイダンス

・在留資格変更許可申請

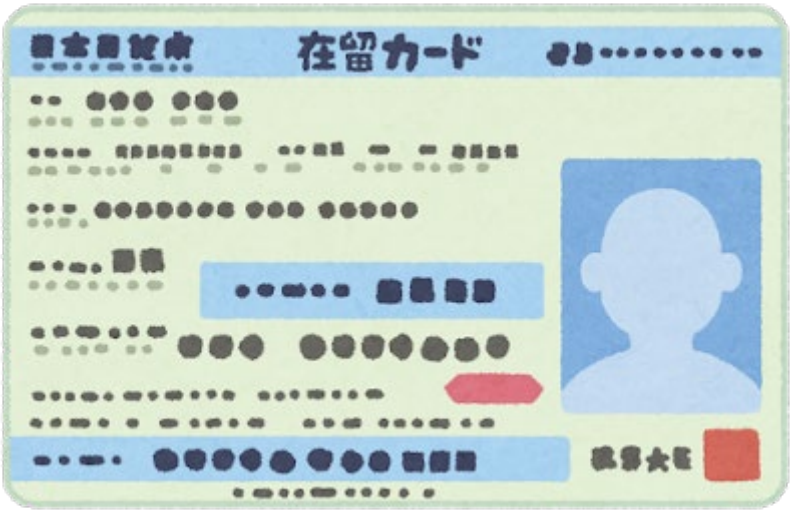

神奈川県行政書士会

目　次

ページ

第１章　在留資格変更許可申請

第１節　在留資格変更許可申請とは ―― 1

1　在留資格変更許可申請の流れ ―― 1

2　在留資格変更許可申請の許可要件 ―― 1

3　在留資格変更許可申請における注意点 ―― 2

第２節　在留資格変更許可申請書の書き方 ―― 2

1　技術・人文知識・国際業務（高度専門職１号ロ含む） ―― 3

2　企業内転勤（高度専門職１号ロ含む） ―― 3

3　経営・管理（高度専門職１号ハ含む） ―― 3

4　家族滞在 ―― 3

5　日本人の配偶者等・永住者の配偶者等 ―― 4

6　定住者 ―― 4

第２章　その他情報

第１節　在留資格変更許可申請書 ―― 8

第２節　報酬統計表 ―― 14

（本テキストは、2022.01.01 現在の法令に基づいて作成している。）

第１章　在留資格変更許可申請

第１節　在留資格変更許可申請とは

「在留資格変更許可申請」（本申請）は在留資格を有して在留している外国人が、あらかじめ付与された在留活動とは異なる活動をもって在留する目的または環境の変化が生じた場合において、その在留を認めてもらうために、該当する活動が定められた在留資格に変更する申請をいう。

①在留資格変更許可申請の流れ

(1) 在留資格に応じた申請書の入手

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2-1.html

(2)在留資格における日本での活動内容に応じた資料の準備

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_henko10.html

(3)管轄の出入国在留管理局の窓口で申請

申請は、日本に居住する申請人の住所（在留カードに記載されている住所）を管轄する地方管理局、支局、出張所で行う。

※申請の受付窓口（総合窓口、専門窓口）や提出方法（整理番号の発行の有無）については、各管理局、支局、出張所で異なるため、あらかじめ確認しておくことが望ましい。

※申請人が住所移転する場合は、移転の前後で管轄が異なる可能性が生じるため、移転の時期については申請の手間も考慮して検討することが望ましい。

申請書類に不備がなければ申請が受理され、申請が受理された日付や申請番号が付与された申請受付票が渡される。

※申請番号は、申請後に出入国在留管理局との連絡に利用するため、受付票は保管しておく。

※申請の際、不足書類が生じた場合でも、窓口で後述の「資料提出通知書」が発行されることで、必要とされる書類を当該通知書記載の期日までに提出することをもって受理されることもある。

(4)審査期間は、概ね30日～45日（早い場合は20日以内、長い場合、60日を超える事案もある。）

審査の過程で、「資料提出通知書」が送付されることがある。この通知書は、審査の過程で、申請時に提出した資料では足りず、別途資料が必要と出入国在留管理局が判断した際に追加提出を要請する書面で、必要とされる書類と提出期日（概ね２週間程度）が記されている。提出しないことも申請者の任意であるが、この場合、申請時に提出した書類のみで交付の可否が判断される。なお、当該資料の準備に時間を要するなど提出期限に間に合わない場合は、その旨の説明と提出期日の目安を申し出ることで提出期限を延長することは可能である。

(5)審査結果の通知

許可の場合は申請時に申請書類と併せて提出している返信用葉書が、不許可の場合は不許可の通知とその理由が記載された封書が、返送される。

不許可の場合、その理由を出入国在留管理局に出向き確認することができる。

②在留資格変更許可申請の許可要件

申請人の目的または環境の変化に伴う活動に対しては、在留資格認定証明書の交付にかかる許可要件と同様「在留資格該当性」、「上陸基準適合性」の観点から許可の可否が判断されることになる。

※「在留資格該当性」、「上陸基準適合性」については、在留資格認定証明書の交付要件の項を参照されたい。

加えて、申請時までの在留活動について期間更新の申請と同様、「相当性」の観点からも許可の可否が判断されることになる。

※「相当性」については、在留期間更新許可申請の許可要件の項を参照されたい。

③在留資格変更許可申請における注意点

不許可の場合、その理由を出入国在留管理局に出向き確認することができるが、行政書士単独では、これは認められず申請人の同行者として出向くことに留意されたい。
なお、不許可となっても、原則、既存資格は在留期間満了日までは有効であり、既存資格をもって期間更新や当該または別の資格変更申請を改めて行うことは可能である。
ただし、不許可処分日が、既存資格の在留期間の満了日をすでに超過している場合は、不許可処分がなされた時点で不法滞在として扱われることになるため、実務上は、既存資格の在留期間に余裕がないようであれば、まずは既存資格による在留期間更新申請を行い、新たな在留期間を確保した上で本申請に臨むことが望ましい。

第２節　在留資格変更許可申請書の書き方

在留期間の更新に際しては、法務省より「在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン」が発行されており、許可の可否の判断について示されており、本稿においてもこれを考慮して、以下各在留資格への変更についての解説をすすめていく。
※判断の指針については、「在留期間更新許可申請書の書き方」の節を参照されたい。
なお、ガイドラインの本文については、以下の URL を参照されたい。

1　技術・人文知識・国際業務（高度専門職１号ロ含む）
本資格に対する在留資格該当性及び上陸基準適合性については、「在留資格認定証明書交付申請書の書き方」の節における「技術・人文知識・国際業務（高度専門職１号ロ含む）」の項を参照されたい。
また、相当性については、資格変更の場合、既存資格における活動が審査の対象となるため「在留期間更新許可申請書の書き方」の節における既存在留資格の相当性に関する記載を参照されたい。
　本申請の利用が多いのは、本邦の教育機関を卒業ないし修了した留学生が、本邦の公私の機関に就労する場合であるが、その際、当該留学生の学業に関する態度につき相当性が問われることに留意されたい。出入国在留管理局からは、卒業証明書に加え成績証明書や出席証明書、資格外活動を行っている場合は、課税（または非課税）証明書や納税証明書の提出を求められるのがほとんどのため、昨今では、申請時にこれらの書類は予め用意しておくのが通常である。
実際、出席日数や、資格外活動による収入に異常がみられるという場合などは、本来の活動である学業に支障をきたしているおそれがあるため「素行善良要件」に反するとみなされ不許可になることが少なくない。不許可になった場合は、ほとんどの場合、在留を継続することは難しく、出国準備の「特定活動」への変更を余儀なくされる。ただし、一旦、出国した後、在留資格認定証明書の交付をもって改めて入国することは可能である。
　従って、実務上は、上記の書類をもって学業に支障をきたしているとする傾向ありと受け取れる場合は、その理由に合理性があれば（例えば、出席率が疾病や家族の理由で一時帰国をした、プログラマーなど時給単価の高いアルバイトを行った）、疎明資料とあわせて理由書を提出することで懸念の回避に努める、他方、例えば、アルバイトが過ぎて学業や就労制限時間を超えるなど支障をきたしている場合は、申請人及び受入機関に、予め、活動内容が「素行善良要件」に反し、申請の結果は不許可かつ出国準備を求められる可能性が高いこと、次善策として、在留資格該当性（申請人の受入機関での活動内容等）及び上陸基準適合性（学歴等）に問題がなければ在留資格認定証明書申請をもって就労が可能である旨を伝え、申請の是非を判断してもらうことが望ましい。

高度専門職への資格変更
高度専門職 1 号ロへの変更については、申請人の申請時における「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとに設定されたポイントの合計が一定点数（70 点）に達した場合に、申請が可能になる。なお、この申請における年収は、現在の年収ではなく将来の年収が評価される。従って、年収を証する書類については、転職等、異なる機関に所属する場合は、労働条

件通知書、雇用契約書等で事足りるが、同一機関の所属をもって申請を行う場合は、当該機関が発行する将来の年収見込み額を記載した書類（年収見込証明書：形式は任意）を提出するのが通常である。
ところで、本資格者は、その所属機関の変更の有無にかかわらず在留の継続については、在留期間更新をもってこれを行うが、高度専門職は、所属機関限定で活動することが前提になっているため、転職等、申請人に所属する機関の変更が生じた場合は、当該所属機関をもって新たに本申請を行う必要があり、本資格者の転職等の対応とは異なることに留意されたい。

2　企業内転勤（高度専門職１号ロ含む）
本資格に対する在留資格該当性及び上陸基準適合性については、「在留資格認定証明書交付申請書の書き方」の節における「企業内転勤（高度専門職 1 号ロ含む）」の項を参照されたい。
また、相当性については、資格変更の場合、既存資格における活動が審査の対象となるため「在留期間更新許可申請書の書き方」の節における既存在留資格の相当性に関する記載を参照されたい。
本資格は、申請人が、所属する機関と関連性を有する海外機関に従業員として１年以上継続して在籍していることが要件である。よって、他の在留資格をもって、当該要件に該当する外国人の実状を踏まえると、本申請の頻度は少ないものと思われる。ただし、所属する機関と関連性を有する海外機関の従業員であるものの在籍期間が１年を満たないため「技術・人文知識・国際業務」をもって上陸した外国人が、所属機関の人事の理由から日本での在留期間を当該海外機関の在籍期間に算入することをもって要件を満足し、本申請を行う事例はある。

3　経営・管理（高度専門職１号ハ含む）
本資格に対する在留資格該当性及び上陸基準適合性については、「在留資格認定証明書交付申請書の書き方」の節における「経営・管理（高度専門職 1 号ロ含む）」の項を参照されたい。
また、相当性については、資格変更の場合、既存資格における活動が審査の対象となるため「在留期間更新許可申請書の書き方」の節における既存在留資格の相当性に関する記載を参照されたい。

本申請に際して、申請人が、新たに法人を設立する場合、現在の居住場所を本店所在地として登記するケースがよく見られる。自宅を事務所にする点については、「在留資格認定証明書交付申請書の書き方」の節における「経営・管理（高度専門職１号ロ含む）」の項でも触れたが、賃貸借住宅の場合、契約において用途が居住用として定められていると、審査上、事務所としては認められない。従って、申請人が、自身の賃貸借住宅を事務所として利用する場合は、用途の確認を行うと同時に、居住用である場合は、賃貸人に事務所兼用での利用の了解をとる必要があることに留意されたい。
なお、本店所在地以外の場所に、要件を満足する事務所を設け、これをもって本申請を行うことは構わない。（登記も要しない。）

4　家族滞在
本資格に対する在留資格該当性及び上陸基準適合性については、「在留資格認定証明書交付申請書の書き方」の節における「家族滞在」の項を参照されたい。
また、相当性については、資格変更の場合、既存資格における活動が審査の対象となるため「在留期間更新許可申請書の書き方」の節における既存在留資格の相当性に関する記載を参照されたい。

5　日本人の配偶者等・永住者の配偶者等

本資格に対する在留資格該当性及び上陸基準適合性については、「在留資格認定証明書交付申請書の書き方」の節における「日本人の配偶者等・永住者の配偶者等」の項を参照されたい。
また、相当性については、資格変更の場合、既存資格における活動が審査の対象となるため「在留期間更新許可申請書の書き方」の節における既存在留資格の相当性に関する記載を参照されたい。

6　定住者
定住者において告示定住に対する在留資格該当性及び上陸基準適合性については、「在留資格認定証明書交付申請書の書き方」の節における「定住者」の項を参照されたい。
また、相当性については、資格変更の場合、既存資格における活動が審査の対象となるため「在留期間更新許可申請書の書き方」の節における既存在留資格の相当性に関する記載を参照されたい。
加えて、本項では、告示外定住者（本資格）について記載する。
告示外定住とは、文字通り告示に掲げられていない定住者をいい、申請人個々の活動内容を判断して、その入国・在留を認めるものとされているが、外国人の上陸許可において「定住者」の在留資格を得られるのは告示で定めているものだけ（入管法第7条第1項第2号）規定されていることから、本資格については在留資格認定証明書交付申請を行うことができない。
なお、本資格に対する申請は、告示外であるため決まった分類はないが、一般的に以下の事由に基づき、個々に本資格に対する本申請がなされている。

㋐認定難民
法務大臣が、難民認定申請をした在留資格未取得外国人に対して、下記に該当しない場合、定住者の在留資格の取得を許可する（入管法第61条の2の2、同条第1項各号）
・上陸後、6ヶ月以上たって申請した場合
・他国を経由してから日本へ入った場合
・退去強制事由に該当する場合
・刑法犯罪を、犯した場合

㋑離婚定住
日本人、永住者又は特別永住者である配偶者と離婚した外国人が、引き続き日本に在留を希望する場合
在留資格該当性においては、つぎのいずれにも該当することが必要である。
1.（離婚前）日本において、おおむね3年以上正常な婚姻関係・家庭生活が継続していたと認められるもの
正常な婚姻・家庭生活
　通常の夫婦としての家庭生活を営んでいたことをいい、夫婦としての相互扶助、交流が継続していれば、別居の有無は問われない。
　また、申請人の在留期間が1年であったとしても、おおむね3年以上正常な婚姻関係・家庭生活が継続していることをもって許可される事例もある。
　なお、審査においては離婚に至った理由や事情が重視され、事由によっては、出入国在留管理局から元配偶者への聴取が行われることもあることに留意されたい。
　なお、離婚の事由は、ＤＶやハラスメントによる場合については後掲「離婚破綻定住」の項を参照されたい。

2.生計を営むに足りる資産又は技能を有すること
資産又は技能
　日常生活において公共の負担となっておらず、かつ、その有する資産又は技能等からみて将来において安定した生活が見込まれることをいう

3. 日常生活に不自由しない程度の日本語の能力を有しており、通常の社会生活を営むことが困難となるものでないこと
日本語の能力
　意思の疎通が可能であれば事足り、特定の日本語能力試験の合格等の要件はない。

4. 公的義務を履行していること又は履行が見込まれること
公的義務
　納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等をいう。

㋒離婚破綻定住
日本人、永住者又は特別永住者である配偶者との婚姻が事実上破綻している外国人が、引き続き日本に在留を希望する場合
在留資格該当性においては、つぎの１又は２に該当し、かつ３及び４に該当することが必要となる。
1. 日本において、3 年以上正常な婚姻関係・家庭生活が継続していたと認められる者
婚姻の事実上破綻
　婚姻は継続しているものの、婚姻継続の意思が夫婦双方になく、同居、相互の協力扶助の活動が事実上行われなくなり、その状態が固定化していると認められ、以降婚姻関係を修復・維持しうる可能性がない場合等をいう。
　なお、事実上破綻しているとまでは認められない場合、本資格ではなく、既存の資格（「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」）の在留期間更新をもって在留を許可した事例もある。

2. 正常な婚姻関係・家庭生活が継続後にＤＶによる被害を受けたと認められる者
ＤＶによる被害
　ＤＶやハラスメント被害による婚姻の破綻又は離婚は、特にその事情が勘案されるため、以下のような事実を立証する資料をあわせて提出することが肝要である。
　立証資料の例
　・診断書
　・配偶者暴力相談支援センターへの相談履歴
　・住民基本台帳事務におけるＤＶ等被害者への支援措置決定通知
　・警察相談票
　・被害に関する写真、メール等証拠資料

3. 生計を営むに足りる資産又は技能を有すること
資産又は技能
　「離婚定住」と同様である。

4. 公的義務を履行していること又は履行が見込まれること
公的義務
　「離婚定住」と同様である。

㋓死別定住
日本人、永住者又は特別永住者である配偶者が死亡した外国人が、引き続き日本に在留を希望する場合
在留資格該当性においては、つぎのいずれにも該当することが必要である。
1. 配偶者の死亡まで直前のおおむね３年以上正常な婚姻関係・家庭生活が継続していたと認

　められるもの
正常な婚姻・家庭生活
「離婚定住」と同様である。

2. 生計を営むに足りる資産又は技能を有すること
資産又は技能
「離婚定住」と同様である。

3. 日常生活に不自由しない程度の日本語の能力を有しており、通常の社会生活を営むことが困難となるものでないこと
日本語の能力
「離婚定住」と同様である。

4. 公的義務を履行していること又は履行が見込まれること
公的義務
「離婚定住」と同様である。

㋔日本人実子扶養定住
外国人が、日本人の未成年かつ未婚の実子を、親権をもって監護・養育する場合
在留資格該当性においては、つぎのいずれにも該当することが必要である。
1. 生計を営むに足りる資産又は技能を有すること
生計を営むに足りる資産又は技能を有する
「離婚定住」と同様である。

2. 日本人との間に出生した子を監護・養育している者であって、次のいずれにも該当すること
ａ日本人の実子の親権者であること
ｂ現に相当期間当該実子を監護・養育していることが認められること
監護・養育
　親権者等が未成年者を監督し、保護することをいう。
　従って、その後実際に監護・養育している状況がなくなった場合（ただし、当該の実子が就労を開始した又は婚姻して独立した場合を除く）、本資格での在留期間の更新は難しくなる可能性が高いことに留意されたい。

日本人の実子
嫡出・非嫡出を問わず、子の出生時点において、その父又は母が日本国籍を有している者を言い、当該実子の日本国籍の有無は問わない。
なお、日本国籍を有しない非嫡出子については、日本人父から認知されていることが必要である。よって、日本人父と外国人母の婚姻関係は要求されない。
また、日本人の配偶者との間に出生した子を離婚または死別後、日本国内において親権をもって監護養育する場合は、離婚、死別定住の際に必要となる婚姻期間（概ね３年以上）は問われない。（「日本人実子扶養」類型）
加えて、日本人の実子を親権者として監護養育する親は、日本人母であることを要せず、外国人父であってもよい。（「日本人実子扶養定住」類型）
他方、永住者の実子を親権者として監護養育する外国人は、本申請の適用対象外となるが、当該外国人親が、永住者又は特別永住者である配偶者と離婚又は死別した際、「離婚定住」「死別定住」に該当する場合に、本資格が認められる可能性がある。（「離婚定住」類型、「死別定住」類型）

ただし、日本人の実子の親である外国人に稼働を困難とする事情があり、よって生活保護等が支給されている場合であっても、将来的には稼働の意思を有し、かつ、当該の実子を監護養育している事実が確認できる場合は、一時的に公的扶助を受けていることのみをもって、不許可とはされない。
よって、実務上は、理由書をもって、公的扶助受給状況から自活能力を備えるに至る計画や予定を説明することが肝要である。

㋕特別養子離縁定住
特別養子の離縁により　「日本人の配偶者等」の在留資格該当性がなくなった外国人が、引き続き日本に在留を希望する場合
在留資格該当性においては、つぎのいずれにも該当することが必要である。
1. 日本において、養親に扶養されていたと認められる者
2. 生計を営むに足りる資産又は技能を有すること

特別養子
未成年等のため実親による扶養又は監護が必要となる場合で、扶養又は監護する実親が海外に在住する者は、本資格には該当しない。

資産又は技能
「離婚定住」と同様
未成年等のため実親又は新たな養親に扶養される場合は、当該実親又は新たな養親に扶養能力が認められることが必要となる。

日本の高卒者定住
既に「家族滞在」の資格をもって在留、日本において義務教育の大半を修了し、かつ、日本の高校を卒業する外国人が本資格の取得を希望する場合
当該申請人の相当性を判断し、特段の問題がなければ日本社会への十分な定着性が認められるものとして「特別な理由」をもって許可される場合がある。

日本において義務教育の大半を修了
語学力も勘案し、おおむね小学校 3 年以降から高校卒業まで（おおむね 10 年以上）在学していることをいう。

㋖永住失格者定住
永住者が、再入国許可を受けて日本を出国した後、出国中に再入国許可期限が経過してしまった場合
永住資格を失効するが、定住者での上陸特別許可を受けられる場合がある。
※出国中に、コロナ禍による渡航制限の影響から再入国ができず、再入国許可期限が経過してしまう永住者が少なくなく、最近は、よく見られるケースとなっている。

第２章　その他情報

第１節　在留資格変更許可申請書

（技術・人文知識・国際業務、高度専門職１号イ、ロ、技能、介護など）

別記第三十号様式（第二十条関係）
申請人等作成用 1
For applicant, part 1

日本国政府法務省
Ministry of Justice,Government of Japan

在留資格変更許可申請書
APPLICATION FOR CHANGE OF STATUS OF RESIDENCE

写真
Photo
40mm×30mm

法務大臣殿
To the Minister of Justice

出入国管理及び難民認定法第20条第2項の規定に基づき，次のとおり在留資格の変更を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 20 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act,
I hereby apply for a change of status of residence.

1 国籍・地域 Nationality/Region ＿＿＿＿ 2 生年月日 Date of birth ＿＿ 年 Year ＿ 月 Month ＿ 日 Day

3 氏名 Name ＿＿＿＿ Family name ＿＿＿＿ Given name

4 性別 Sex 男・女 Male/Female 5 出生地 Place of birth ＿＿＿＿ 6 配偶者の有無 Marital status 有・無 Married / Single

7 職業 Occupation ＿＿＿＿ 8 本国における居住地 Home town/city ＿＿＿＿

9 住居地 Address in Japan ＿＿＿＿

電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿ 携帯電話番号 Cellular phone No. ＿＿＿＿

10 旅券 Passport (1)番号 Number ＿＿＿＿ (2)有効期限 Date of expiration ＿＿ 年 Year ＿ 月 Month ＿ 日 Day

11 現に有する在留資格 Status of residence ＿＿＿＿ 在留期間 Period of stay ＿＿＿＿

在留期間の満了日 Date of expiration ＿＿ 年 Year ＿ 月 Month ＿ 日 Day

12 在留カード番号 Residence card number ＿＿＿＿

13 希望する在留資格 Desired status of residence ＿＿＿＿

在留期間 Period of stay ＿＿＿＿ （審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。）（It may not be as desired after examination.）

14 変更の理由 Reason for change of status of residence ＿＿＿＿

15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無（日本国外におけるものを含む。）※交通違反等による処分を含む。
Criminal record (in Japan / overseas)※Including dispositions due to traffic violations, etc.
有（具体的内容 ＿＿＿＿ ）・無
Yes (Detail: ＿＿＿＿) / No

16 在日親族（父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など）及び同居者
Family in Japan (father, mother, spouse, children, siblings,grandparents, uncle, aunt or others) and cohabitants
有（「有」の場合は，以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。）・無
Yes (If yes, please fill in your family members in Japan and co-residents in the following columns) / No

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality/Region	同居の有無 Residing with applicant or not	勤務先名称・通学先名称 Place of employment/ school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		

※ 3について，有効な旅券を所持する場合は，旅券の身分事項ページのとおりに記載してください。
Regarding item 3, if you possess your valid passport, please fill in your name as shown in the passport.
16については，記載欄が不足する場合は別紙に記入して添付すること。なお，「研修」，「技能実習」に係る申請の場合は，「在日親族」のみ記載してください。
Regarding item 16, if there is not enough space in the given columns to write in all of your family in Japan, fill in and attach a separate sheet.
In addition, take note that you are only required to fill in your family members in Japan for applications pertaining to "Trainee" or "Technical Intern Training".

（注）裏面参照の上，申請に必要な書類を作成して下さい。
Note : Please fill in forms required for application. (See notes on reverse side.)
（注）申請書に事実に反する記載をしたことが判明した場合には，不利益な扱いを受けることがあります。
Note : In case of to be found that you have misrepresented the facts in an application, you will be unfavorably treated in the process.

申請人等作成用２　N（「高度専門職（1号イ・ロ）」・「高度専門職（2号）」（変更申請の場合のみ）・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動（研究活動等），（本邦大学卒業者）」）
For applicant, part 2 N ("Highly Skilled Professional(i)(a/b)" / "Highly Skilled Professional(ii)" (only in cases of change of status) / "Researcher" / "Engineer / Specialist in Humanities / International Services" / "Nursing Care" / "Skilled Labor"/ "Designated Activities(Researcher or IT engineer of a designated organization), (Graduate from a university in Japan)")　在留期間更新・在留資格変更用 For extension or change of status

17 勤務先　※ (2)及び(3)については，主たる勤務場所の所在地及び電話番号を記載すること。
Place of employment　For sub-items (2) and (3), give the address and telephone number of your principal place of employment.

(1)名称 Name ＿＿＿＿　支店・事業所名 Name of branch ＿＿＿＿

(2)所在地 Address ＿＿＿＿　(3)電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿

18 最終学歴（介護業務従事者の場合は本邦の介護福祉士養成施設について記入）

(1) □ 本邦 Japan　□ 外国 foreign country

(2) □ 大学院（博士） Doctor　□ 大学院（修士） Master　□ 大学 Bachelor　□ 短期大学 Junior college　□ 専門学校 College of technology
□ 高等学校 Senior high school　□ 中学校 Junior high school　□ その他（ Others ）

(3)学校名 Name of school ＿＿＿＿　(4)卒業年月日 Date of graduation　年 Year　月 Month　日 Day

19 専攻・専門分野　Major field of study

（18で大学院（博士）～短期大学の場合）(Check one of the followings when the answer to the question 18 is from doctor to junior college)

□ 法学 Law　□ 経済学 Economics　□ 政治学 Politics　□ 商学 Commercial science　□ 経営学 Business administration　□ 文学 Literature
□ 語学 Linguistics　□ 社会学 Sociology　□ 歴史学 History　□ 心理学 Psychology　□ 教育学 Education　□ 芸術学 Science of art
□ その他人文・社会科学（ Others(cultural / social science) ）　□ 理学 Science　□ 化学 Chemistry　□ 工学 Engineering
□ 農学 Agriculture　□ 水産学 Fisheries　□ 薬学 Pharmacy　□ 医学 Medicine　□ 歯学 Dentistry
□ その他自然科学（ Others(natural science) ）　□ 体育学 Sports science　□ 介護福祉 Nursing care and welfare　□ その他（ Others ）

（18で専門学校の場合）

□ 工業 Engineering　□ 農業 Agriculture　□ 医療・衛生 Medical services / Hygienics　□ 教育・社会福祉 Education / Social welfare　□ 法律 Law
□ 商業実務 Practical commercial business　□ 服飾・家政 Dress design / Home economics　□ 文化・教養 Culture / Education　□ 介護福祉 Nursing care and welfare　□ その他（ Others ）

20 情報処理技術者資格又は試験合格の有無（情報処理業務従事者のみ記入）　有・無
Does the applicant have any qualifications for information processing or has he / she passed the certifying examination? (when the applicant is engaged in information processing)　Yes / No

（資格名又は試験名）
(Name of the qualification or certifying examination) ＿＿＿＿

21 職　歴　（外国におけるものを含む）Work experience (including those in a foreign country)

入社 Date of joining the company 年 Year	入社 月 Month	退社 Date of leaving the company 年 Year	退社 月 Month	勤務先名称 Place of employment	入社 Date of joining the company 年 Year	入社 月 Month	退社 Date of leaving the company 年 Year	退社 月 Month	勤務先名称 Place of employment

22 代理人（法定代理人による申請の場合に記入）　Legal representative (in case of legal representative)

(1)氏　名 Name ＿＿＿＿　(2)本人との関係 Relationship with the applicant ＿＿＿＿

(3)住　所 Address ＿＿＿＿

電話番号 Telephone No. ＿＿＿＿　携帯電話番号 Cellular Phone No. ＿＿＿＿

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日

I hereby declare that the statement given above is true and correct.
Signature of the applicant (representative) / Date of filling in this form
年 Year　月 Month　日 Day

注意　Attention
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が自署すること。
In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (representative) must correct the part concerned and sign their name.The date of preparation of the application form must be written by the applicant (legal

※ 取次者
Agent or other authorized person

(1)氏　名 Name ＿＿＿＿　(2)住　所 Address ＿＿＿＿

(3)所属機関等（親族等については，本人との関係）Organization to which the agent belongs(in case of a relative, relationship with the applicant)　電話番号 Telephone No.

所属機関等作成用1　N（「高度専門職（1号イ・ロ）」・「高度専門職（2号）」（変更申請の場合のみ）・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動（研究活動等）,（本邦大学卒業者）」）

For organization, part 1 N ("Highly Skilled Professional(i)(a/b)" / "Highly Skilled Professional(ii)"(only in cases of change of status) / "Researcher" / "Engineer / Specialist in Humanities / International Services" / "Nursing Care" / "Skilled Labor"/ "Designated Activities(Researcher or IT engineer of a designated organization), (Graduate from a university in Japan)")

在留期間更新・在留資格変更用
For extension or change of status

1 契約又は招へいしている外国人の氏名
Name and residence card of foreign national being offered a contract or invitation
氏 名
Name

2 契約の形態　Type of contract
☐ 雇用 Employment　☐ 委任 Entrustment　☐ 請負 Service contract　☐ その他（　　）Others

3 所属機関等勤務先　The contracting organization such as the organization of affiliation

※(1), (3), (4), (6)及び(9)については，主に勤務させる場所について記載すること。
For sub-items (1), (3), (4), (6) and (9), fill in the information of principal place of employment where foreign national is to work.
※国・地方公共団体，独立行政法人，公益財団・社団法人その他非営利法人の場合は(7)及び(8)の記載は不要。
In cases of a national or local government, incorporated administrative agency, public interest incorporated association or foundation or some other nonprofit corporation, you are not required to fill in sub-items (7) and (8).

(1)名称
Name

(2)法人番号（13桁）　Corporation no. (combination of 13 numbers and letters)

(3)支店・事業所名
Name of branch

(4)雇用保険適用事業所番号（11桁）※非該当事業所は記入省略
Employment insurance application office number (11 digits) *If not applicable, it should be omitted.
－　－

(5)業種　Business type
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（1つのみ）
Select the main business type from the attached sheet "a list of business type"
and write the corresponding number (select only one)
○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（複数選択可）
If there are another other business types, select from the attached sheet "a list of business type" and write the corresponding number (multiple answers possible)

(6)所在地
Address

電話番号
Telephone No.

(7)資本金
Capital　円 Yen

(8)年間売上高（直近年度）
Annual sales (latest year)　円 Yen

(9)従業員数　名
Number of employees

外国人職員数　名　（このうち技能実習生）
Number of foreign employees　Of which number, technical intern trainees　名

4 就労予定期間　☐ 定めなし Non-fixed　☐ 定めあり Fixed　（　期間 Period　年 Year　月 Month ）
Period of work

5 雇用開始（入社）年月日
The start date of employment (entering a company)
年 Year　月 Month　日 day

（未定の場合は以下のいずれかを選択）　(If it is undecided, select one of the following.)
☐ 今次申請の許可を受け次第　As soon as this application is approved
☐ 在籍する教育機関を卒業後，今次申請の許可を受け次第
As soon as this application is approved after graduation from an educational institution in which the applicant is enrolled.
☐ その他（　　）Others

6 給与・報酬（税引き前の支払額）　※ 各種手当（通勤・住宅・扶養等）・実費弁償の性格を有するものを除く。
Salary/Reward (amount of payment before taxes)　Excludes various types of allowances (commuting,housing,dependents,etc.) and personal expenses.
円 Yen（☐ 年額 Annual　☐ 月額 Monthly）

7 実務経験年数　年
Business experience

8 職務上の地位（役職名）
Position(Title)
☐ あり（　　）Yes　☐ なし No

9 職種
Occupation
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入（1つのみ）
Select the main type of work from the attached sheet "a list of occupation", and fill in the number (select only one)
○「技術・人文知識・国際業務」「高度専門職」又は「特定活動」での在留を希望する場合で，他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入（複数選択可）
If the applicant wishes to reside in Japan with the status of residence of "Engineer / Specialist in Humanities / International Services", "Highly Skilled Professional" or "Designated Activities", and will also engage in other occupation, select from the attached sheet "a list of occupation" and write the corresponding number (multiple answers possible)

（注意）　Attention
・「研究」での在留を希望する場合は，別紙「職種一覧」の3,42～44,999から選択してください。
Those who wish to reside in Japan with "Researcher" should select from 3, 42 to 44 and 999 on the attached "a list of occupation.
・「技術・人文知識・国際業務」での在留を希望する場合は，別紙「職種一覧」の2～18,24～31,51～54,999から選択してください。
Those who wish to reside in Japan with "Engineer / Specialist in Humanities / International Services" should select from 2 to 18, from 24 to 31, from 51 to 54 and 999 on the attached "a list of occupation".
・「技能」での在留を希望する場合は，別紙「職種一覧」の32～40,999から選択してください。
Those who wish to reside in Japan with "Skilled Labor" should select from 32 to 40 and 999 on the attached "a list of occupation".
・「介護」での在留を希望する場合は，別紙「職種一覧」の「41 介護福祉士」を選択してください。
Those who wish to reside in Japan with "Nursing Care" should select from "41.Certified care worker" on the attached "a list of occupation".
・「特定活動」（特定研究等活動（告示36号）及び特定情報処理活動（告示37号））での在留を希望する場合は，別紙「職種一覧」の12,42～44,999から選択してください。
Those who wish to reside in Japan with "Designated Activities" (Designated Academic Research Activities (Public Notice No. 36) or Designated Information Processing Activities (Public Notice No. 37) should select from 12, 42 to 44 and 999 on the attached "a list of occupation".
・「特定活動」（本邦大学卒業者・告示46号）」での在留を希望する場合は，別紙「職種一覧」の2,4～18,24～31,51～54,999から選択してください。
Those who wish to reside in Japan with"Designated Activities"(Graduated from a univirsity) should select from 2,4 to 18,from 24 to 31, from 51 to 54 and 999 on the attached "a list of occupation".
・「高度専門職」での在留を希望する場合は，別紙「職種一覧」の2～18,24～44,999から主たる職務内容として選択した上で，併せて関連する事業を自ら経営する活動を行う場合，他の職種として「1 経営」を選択してください。
Those who wish to reside in Japan as "Highly Skilled Professional" should select from 2 to 18, from 24 to 44 and 999 on the attached "a list of occupation" as the main contents of their duties and concurrently select "1 Business Management" as another occupation if they carry out activities to operate a related business themselves.

10 活動内容詳細　Details of activities

所属機関等作成用２　Ｎ（「高度専門職（1号イ・ロ）」・「高度専門職（2号）」（変更申請の場合のみ）・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動（研究活動等）,（本邦大学卒業者）」）
For organization, part 2 N("Highly Skilled Professional(i)(a/b)" / "Highly Skilled Professional(ii)" (only in cases of change of status) / "Researcher" / "Engineer / Specialist in Humanities / International Services" / "Nursing Care" / "Skilled Labor"/ "Designated Activities(Researcher or IT engineer of a designated organization), (Graduate from a university in Japan)")　在留期間更新・在留資格変更用 For extension or change of status

11 派遣先等（人材派遣の場合又は勤務地が3と異なる場合に記入）
Dispatch site (Fill in the following if your answer to question 3-(4) is "Dispatch of personnel" or if the place of employment differs from that given in 3)

(1)名称
Name

(2)法人番号（13桁）　Corporation no. (combination of 13 numbers and letters)

(3)支店・事業所名
Name of branch

(4)雇用保険適用事業所番号（11桁）※非該当事業所は記入省略
Employment insurance application office number (11 digits) *If not applicable, it should be omitted.

(5)業種　Business type
○ 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（1つのみ）
Select the main business type from the attached sheet "a list of business type " and write the corresponding number (select only one)
○ 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（複数選択可）
If there are other business types, select from the attached sheet "a list of business type " and write the corresponding number (multiple answers possible)

(6)所在地
Address
電話番号
Telephone No.

(7)資本金　円
Capital　Yen

(8)年間売上高（直近年度）　円
Annual sales (latest year)　Yen

(9)派遣予定期間
Period of dispatch

以上の記載内容は事実と相違ありません。　I hereby declare that the statement given above is true and correct.
所属機関等契約先の名称，代表者氏名の記名／申請書作成年月日
Name of the contracting organization and its representative of the organization ／ Date of filling in this form

年 Year　月 Month　日 Day

注意　Attention
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，所属機関等が変更箇所を訂正すること。
In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the organization must correct the changed part.

※ 所属機関等作成用2の申請書は，11に該当しない場合でも，提出してください。
Note : Please submit this sheet, even if you are not required to fill in item 11.

（このシートは提出する必要はありません。There is no need to submit this sheet.）

別紙 業種一覧　　Attachment: A list of business type

1	農林業		Agriculture
2	漁業		Fishery
3	鉱業，採石業，砂利採取業		Mining, quarrying, gravel extraction
4	建設業		Construction
5	製造業 Manufacturing	食料品	Food products
6		繊維工業	Textile industry
7		プラスチック製品	Plastic products
8		金属製品	Metal products
9		生産用機械器具	Industrial machinery and equipment
10		電気機械器具	Electrical machinery and equipment
11		輸送用機械器具	Transportation machinery and equipment
12		その他（他に分類されないもの）	Others
13	電気・ガス・熱供給・水道業		Electricity, gas, heat supply, water supply
14	情報通信業		Information and communication industry
15	運輸・信書便事業		Transportation and correspondence
16	卸売業 Wholesale	各種商品（総合商社等）	Various products (general trading company, etc.)
17		繊維・衣服等	Textile, clothing, etc.
18		飲食料品	Food and beverages
19		建築材料，鉱物・金属材料等	Building materials, mineral and metal materials etc.
20		機械器具	Machinery and equipment
21		その他	Others
22	小売業 Retail	各種商品	Various products
23		織物・衣服・身の回り品	Fabric, clothing, personal belongings
24		飲食料品（コンビニエンスストア等）	Food and beverages (convenience store, etc.)
25		機械器具	Machinery and equipment retailing
26		その他	Others
27	金融・保険業		Finance / insurance
28	不動産・物品賃貸業		Real estate / rental goods
29	学術研究，専門・技術サービス業 Academic research, specialized / technical services	学術・開発研究機関	Academic research, specialized / technical service industry
30		専門サービス業（他に分類されないもの）	Specialized service industry (not categorized elsewhere)
31		広告業	Advertising industry
32		技術サービス業（他に分類されないもの）	Technical service industry (not categorized elsewhere)
33	宿泊業		Accommodation
34	飲食サービス業		Food and beverage service industry
35	生活関連サービス（理容・美容等）・娯楽業		Lifestyle-related services (barber / beauty, etc.) / entertainment industry
36	学校教育		School education
37	その他の教育，学習支援業		Other education, learning support industry
38	医療・福祉業 Medical / welfare services	医療業	Medical industry
39		保健衛生	Health and hygiene
40		社会保険・社会福祉・介護事業	Social insurance / social welfare / nursing care
41	複合サービス事業（郵便局，農林水産業協同組合，事業協同組合（他に分類されないもの）） Combined services (post office, agriculture, forestry and fisheries cooperative association, business cooperative (not categorized elsewhere))		
42	職業紹介・労働者派遣業		Employment placement / worker dispatch industry
43	その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業，建物サービス業，警備業等） Other business services (shorthand / word processing / copying, building services, security business, etc.)		
44	その他のサービス業（他に分類されないもの）		Other service industries
45	宗教		Religion
46	公務（他に分類されるものを除く）		Public service (not categorized elsewhere)
47	分類不能の産業		Unclassifiable industry

（このシートは提出する必要はありません。There is no need to submit this sheet.）

別紙 職種一覧　　Attachment: A list of occupation

1	経営	Executive
2	管理業務（経営者を除く）	Management work (excluding executives)
3	調査研究	Research
4	技術開発（農林水産分野） Technology development (agriculture, forestry, and fisheries field)	
5	技術開発（食品分野） Technology development (food products field)	
6	技術開発（機械器具分野） Technology development (machinery and equipment field)	
7	技術開発（その他製造分野） Technology development (other manufacturing field)	
8	生産管理（食品分野） Production management (food products field)	
9	生産管理（機械器具分野） Production management (machinery and equipment field)	
10	生産管理（その他製造分野） Production management (other manufacturing field)	
11	建築・土木・測量技術 Architecture, civil engineering, surveying techniques	
12	情報処理・通信技術 Information processing, communications technology	
13	法律関係業務	Legal business
14	金融・保険	Finance / insurance
15	コピーライティング	Copywriting
16	報道	Journalism
17	編集	Editing
18	デザイン	Design
19	教育（教員免許を有する者が行う教育） Education(education taught by a person with a teaching license)	
20	教育（小学校・中学校・高等学校における語学教育） Education(language education at an elementary school, lower secondary or upper secondary school)	
21	教育（専修学校）	Education(Advanced vocational school)
22	教育（各種学校）	Education(Miscellaneous school)
23	教育（インターナショナルスクール） Education(International school)	
24	教育（教育機関を除く）	Education (excluding educational institutions)
25	翻訳・通訳	Translation / Interpretation
26	海外取引業務	Overseas trading business
27	企画事務（マーケティング，リサーチ） Planning administration work (marketing, research)	
28	企画事務（広報・宣伝） Planning administration work (public relations, advertising)	
29	会計事務	Accounting business
30	法人営業	Corporate sales
31	CADオペレーション	CAD operation
32	調理	Cooking
33	外国特有の建築技術 Foreign country-specific construction technology	
34	外国特有の製品製造 Foreign country-specific product manufacturing	
35	宝石・貴金属・毛皮加工	Jewels, precious metal, fur processing
36	動物の調教	Animal training
37	石油・地熱等掘削調査 Drilling survey for oil, geothermal energy, etc.	
38	パイロット	Pilot
39	スポーツ指導	Sports instruction
40	ソムリエ	Sommelier
41	介護福祉士	Certified care worker
42	研究	Research
43	研究の指導	Research guidance
44	教育（大学等）	Education(university,etc.)
45	記者	Press
46	報道カメラマン	Press photographer
47	医師	Doctor
48	歯科医師	Dentist
49	薬剤師	Pharmacist
50	看護師	Nurse
51	接客（販売店）	Service(store)
52	接客（飲食店）	Service(restaurant)
53	接客（その他）	Service(others)
54	製品製造	Product manufacturing
55	保健師	Public health nurse
56	助産師	Midwife
57	准看護師	Assistant nurse
58	歯科衛生士	Dental hygienist
59	診療放射線技師	Radiology technician
60	理学療法士	Physical therapist
61	作業療法士	Occupational therapist
62	視能訓練士	Orthoptist
63	臨床工学技士	Clinical engineer
64	義肢装具士	Prosthetist
65	弁護士	Lawyer
66	司法書士	Judicial scrivener
67	弁理士	Patent attorney
68	土地家屋調査士	Land and building investigator
69	外国法事務弁護士	Registered foreign-qualified lawyer
70	公認会計士	Public accountant
71	外国公認会計士	Foreign-qualified certified public accountant
72	税理士	Certified tax accountant
73	社会保険労務士	Public consultant on social and labor insurance
74	行政書士	Certified administrative procedures legal specialist
75	海事代理士	Maritime procedure agent
76	著述家	Author
77	美術家・写真家	Artist/photographer
78	音楽家・舞台芸術家	Musician/stage artist
79	宗教家	Religious worker
80	家事使用人	Housekeeper
81	プロスポーツ選手	Professional sports athlete
82	アマチュアスポーツ選手	Amateur sports athlete
83	インターンシップ	Internship
84	ワーキング・ホリデー	Working holiday
85	外国弁護士	Foreign lawyer
86	サマージョブ	Summer job
87	国際文化交流	International cultural exchange
88	EPA看護師	Nurse under EPA
89	EPA介護福祉士	Certified Careworker under EPA
90	EPA看護師候補者	Nurse Candidates under EPA
91	EPA介護福祉士候補者	Certified Careworker Candidates under EPA
92	EPA就学介護福祉士候補者	Certified Careworker Candidates (student) under EPA
93	外国人建設就労者	Foreign construction workers
94	外国人造船就労者	Foreign shipbuilding workers
95	製造業外国従業員	Foreign workers in the field of manufacturing
96	家事支援者（国家戦略特区）	Domestic workers (national strategic zones)
97	耕種農業支援者（国家戦略特区） Crop farming workers (national strategic zones)	
98	畜産農業支援者（国家戦略特区） Livestock farming workers (national strategic zones)	
99	起業活動	Entrepreurial activities
100	その他のサービス職業従事者（他に分類されないもの） Other service worker (not categorized elsewhere)	
101	農林漁業従事者	Agriculture, forestry and fishery workers
102	製品製造・加工処理従事者（金属製品） Product manufacturing / processing worker (metal products)	
103	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く） Product manufacturing / processing worker (except metal products)	
104	機械組立従事者	Machine assembly worker
105	機械整備・修理従事者	Machine maintenance / repair worker
106	機械検査従事者	Machine inspection worker
107	建設躯体工事従事者	Construction structure worker
108	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く） Construction worker (except for workers engaged in construction structure work)	
109	その他の建設・採掘従事者（他に分類されないもの） Other construction / mining workers (not categorized elsewhere)	
110	運搬・清掃・包装等従事者 Transportation, cleaning, packaging worker	
111	外交	Diplomat
112	公用	Official
999	その他	Others

第２節　報酬統計表

日本行政書士会連合会 令和２年度報酬額統計調査（抜粋）

356 在留資格変更許可申請(居住資格)　　〈前回:214〉

回答者	5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～12.5万円未満	12.5万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
101	14	25	19	26	4	8	5	94,385	5,000	660,000	100,000
100.0%	13.9%	24.8%	18.8%	25.7%	4.0%	7.9%	5.0%				12件

357 在留資格変更許可申請(就労資格)　　〈前回:215〉

回答者	5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～12.5万円未満	12.5万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
160	21	36	30	45	7	12	9	95,378	5,000	330,000	100,000
100.0%	13.1%	22.5%	18.8%	28.1%	4.4%	7.5%	5.6%				20件

358 在留資格変更許可申請(非就労資格)　　〈前回:216〉

回答者	5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～12.5万円未満	12.5万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
69	9	17	20	10	2	7	4	89,952	20,000	280,000	80,000
100.0%	13.0%	24.6%	29.0%	14.5%	2.9%	10.1%	5.8%				11件

359 在留資格変更許可申請(経営・管理)　　〈前回:217〉

回答者	5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～12.5万円未満	12.5万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
97	6	11	7	13	5	28	27	159,258	15,000	600,000	150,000
100.0%	6.2%	11.3%	7.2%	13.4%	5.2%	28.9%	27.8%				12件

以上